

しんのすけ PRESS

福岡市の超高齢化の実態 超高齢社会への具体的提言

福岡市は、平成26年3月現在、住民基本台帳人口ベースで1,474,999人(世帯数709,483世帯)、高齢者人口283,926人、高齢化率19.2%であり、その中でも城南区は、人口121,524人(世帯数57,735世帯)、高齢者人口25,821人、高齢化率21.2%となっており、福岡市7区の中で最も高齢化率が高い。日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、城南区の高齢化率は、団塊の世代が75歳以上になると言われている2025年に、南区の高齢化率26.0%に次いで2位となるものの、福岡市7区内では高い水準である。

福岡市では、平成25年度に東区・中央区の4校区(三苦・箱崎・西戸崎・当仁校区)において、平成26年度に各7区のそれぞれ2校区計14校区(香椎東・香椎下原・那珂南・板付・福浜・舞鶴・大楠・鶴田・別府・南片江・飯原・野芥・玄洋・城原校区)において、高齢者地域支援モデル事業が展開され、各校区において自治協議会をはじめ各種団体の方々の発案・議論が重ねられているところである。

ところが、現在の福岡市の現状は、2015年ベースで後期高齢者人口が約15万人、成年生産人口が約93.2万人であり、後期高齢者1人を成年生産人口約6人(需給バランスが約1:6)で支える状況である。これから2025年までの10年間で、後期高齢者人口が約7.8万人増加、成年生産人口が約7千人減となり、先ほどの需給バランスが約1:4に高まると予想されます。

さらに、それから2040年までの15年間を考えると、後期高齢者人口が約5.6万人増加、成年生産人口が約5.6万人減となり、需給バランスが約1:3となり、2015年と比較すると倍に跳ね上がる。将来、基礎的な需給バランスが大きく崩れる上、需要(支えられる側)と供給(支える側)の質(価値観や保有資産など)も激変し、さらに財政の逼迫などが加わることが予想されます。厳しい将来を直視し、現状の延長線上にある福岡市の将来像を、「受け入れることが難しい姿」から「受け入れることが可能な姿」に描き直していかなければなりません。

そのための提言として、まず我々が強く申し上げなければならないのは、次の3点である。

I. 市民の方々の意識を変える — 市民の方々とともに覚悟を持つ —

需要(支えられる側、後期高齢者層)と供給(支える側、成年生産層)の新たなバランスを作り上げるためには、高齢者の方々をはじめ、市民一人ひとりの働き方、余暇の過ごし方、地域との関わり方、病院のかかり方、最後の迎え方を含め、様々な面での意識改革と覚悟が必要となります。それ無しに新たな超高齢社会を乗り切ることが困難であると考えます。

II. 社会の仕組みを変える — 市民の方々とともに失敗を恐れない挑戦をする —

超高齢社会はこれまでに存在しなかった社会です。それに対応するためには、地域や社会の様々な仕組みを変えていく必要があります。しかし、今までのモデルが存在しないので、自力で作上げていくしかありません。失敗を恐れず、大学等の研究機関や医療機関等と連携することにより、モデル事業に積極的に挑戦していく必要があります。

III. 「まち」の姿や形を変える — 超高齢社会対応の「まち」を作る —

新規格の「まち」の姿や形の実現は、保健・福祉・医療分野の取り組みだけでは実現不可能であると考えます。住まい・交通・雇用などの市民生活を取り巻く様々な分野と密接に絡んでいます。これらの課題を克服していくためには、超高齢社会対応を都市政策として捉えていくべきだと考えます。

需要(支えられる側、後期高齢者層)と供給(支える側、成年生産層)のバランスが崩れてしまった状態になってから、具体的な施策を施しても、問題解決に追われ、解決すべき課題もむしろ増え続けていくと考えられます。そのためにも、2015年から2025年までの10年間、2025年から2040年までの15年間、中・長期的視点を持って、高齢者の急増並びに成年生産年齢人口の激減に対応していかなければなりません。今までのような高齢者負担の増大等の需要の抑制を行うのではなく、高齢者の方々の本当のニーズに応えるべく、「自立・健康・住み慣れた地域」というキーワードのもと、尊厳を重視した生活の実現を目指すべきと考えます。

また、超高齢社会の到来を迎える世界の国々から、我が国の取り組みが注目されているということを考えても、アジアに開かれた拠点都市として福岡市は、さらにアジアとの連携を深め、アジアを中心に超高齢社会への取り組みのモデルを創造する責務を負った「先駆者」であるべきだと考えます。

「ふくおかさん家のうまかもん条例」(議員立法)

昨年(平成26年)9月の定例議会において、議員提案により全会一致で可決され、成立したのが、「ふくおかさん家のうまかもん条例」(議員立法)です。

福岡の「うまい」「美味しい」食の評価は高く、全国からわざわざ、福岡ならではの味を求めて人が集まっており、観光資源に乏しい福岡市の最大の観光資源になる可能性を秘めています。また、食品偽装表示問題等を契機に、食の安心・安全に関心の集まる中、安全な九州の食は、日本・世界に大きく広がる可能性も持っています。

この条例を最大限活用した様々な具体的施策として重要な点は、次の4点です。

I. 福岡の「食」の魅力の創造と発信

福岡の「食」を愛する人々による「食」の魅力を創造し、国内だけではなく、アジア・世界に向けて、その魅力を発信していくことが重要です。江戸時代に大阪が「天下の台所」と呼ばれたように、福岡市が、「天下の台所」=「グローバル・キッチン」と呼ばれるように、福岡の「食」の潜在能力(ポテンシャル)を最大限に引き出すことが重要です。

II. 地産・池消の推進

福岡市産の農林水産物やその加工品を提供する小売店や飲食店を福岡市が認定し、販売品・メニューの外国語表記(英語・中国語・韓国語等)などのサービスの充実をはじめ、店舗の魅力や特色ある取組みなどを、全国・世界に情報発信・PR(※1)していくことが重要です。

III. 農林水産業の振興

福岡市が認定した事業者の福岡市ならではの食の商品開発の支援(※2)などを通して、福岡の「食」を愛する人々によるコラボレーションを進め、農林水産業と観光産業の育成と振興に取り組みます。特に、農林水産業振興に関しては、後継者不足・低賃金就労・燃料費高騰等の課題克服のために、振興モデルになるような具体的施策を遂行すべきだと考えます。

IV. 福岡市民が「食」を通して「ふくおか」に誇りを持つ

観光資源に乏しい福岡市の最大の観光資源である「食」を通して、福岡市民が「ふくおか」という「まち」に誇りを持てるよう、市民全体が全力で機運を醸成し、「ふくおか」の「食」の魅力を育み、磨いていくべきだと考えます。

※1 来年度、福岡市は、福岡市産の農林水産物を使った食品や飲食を消費者に対して提供する事業者(小売店、飲食店)を募集し、申告制で認定し、様々な形で情報発信・PRを行う。

※2 福岡市は、特に予算化していないが、中小企業の支援や新産業の支援、第二創業の支援などのメニューで対応可能であると考えている。

幼児教育の質の確保・向上 「福岡スタイルの継続・発展」

昨年(平成26年)まで、福岡市は、特に待機児童・未入所児童の解消、希望する幼稚園・保育園への入園等、幼児教育における量的拡充に取り組んできました。昨年、保育園における待機児童数「ゼロ」を発表しました。しかし、それはうわべだけの数字合わせに過ぎず、希望通りの保育園に入園できない「未入所児童」が未だにたくさんいるということから目をそむけてはいけなと考えま。確かにこれからも幼児教育の量的拡充に取り組んでいかなければなりません。ある程度の「器」が用意されたのですから、これからは、その「器」の中で行われる幼児教育における「質」の拡充について論じていかなければなりません。

幼児教育新制度の下、福岡市と私立幼稚園・保育園が共に培ってきた幼児教育における「福岡スタイル」の良い部分は継続・発展させ、古い慣例は取り除き、正すべきところは正していくという「スタンス」を堅持すべきだと考えま。福岡市、私立幼稚園・保育園、保護者が、三位一体となり、お互いの対話を十分に重ね、お互いの立場で信頼関係を構築し、「子どもが一番大事」と考える姿勢を貫きながら、最高の「質」を兼ね備えた幼児教育を展開すべきだと考えま。その上、「福岡スタイル」の幼児教育に磨きをかけ、「福岡」らしさを存分に発揮してもらいたいと考えま。

また、「教育」そのものが、「人が人を教え育むという人づくり」であり、「国家の大計」であると確信しています。だからこそ、我々は、幼児教育の義務教育化も含め、「教育」における格差の解消のためにも、幼稚園・保育園における3歳以上の幼児教育の無償化を提言します。この提言が、必ずや、福岡市のみならず、日本の少子・高齢化や人口減少に歯止めをかけ、国家としての力の増強に繋がると確信しています。

福岡市議会議員 **阿部真之助** 市政相談室

〒 814-0122 福岡市城南区友泉亭5-5-202

TEL:(092)737-2842 FAX:(092)737-2843

公式ホームページ <http://shin-no-suke.net/>